

# 第1章 計画の基本的性格

## 1 計画策定の背景

近年のわが国における急速な少子化は、子育てをめぐる環境に大きな影響をもたらしています。

平成30年の出生数は91万8,397人で過去最低を更新し、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数）は1.42となっており、依然として人口維持に必要な2.07を下回っています。少子化の背景には、核家族化、女性の就業率の増加等に伴い子育てへの孤立感・負担感が高まっていること、結婚や出産、子育てへの価値観が多様化していることなどが考えられます。

こうした少子化問題への対策として制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援制度が平成27年4月にスタートしました。本市においても、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、計画期間を平成27年度からの5か年度とする「津山市子ども・子育て支援事業計画（つやまっ子にここプラン）」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

本市においては第1期計画に基づき、これまでの間、共働き世帯の増加等に伴う保育ニーズに対応すべく保育施設の整備、放課後児童クラブの新設、保護者の子育てへの不安を解消するための各種子育て支援事業を推進してきました。一方で、子どもの貧困問題や、相談件数が全国的に増加する児童虐待、障害のある子どもに対する支援環境の一層の整備の必要性など、子どもや子育て家庭を取り巻く新たな課題が生じています。

こうした新たな課題に対応するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境整備に引き続き取り組むため、本市における子育て世帯のニーズや第1期計画の進捗状況を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期津山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の役割・性格

### (1) 本計画の法的根拠と子ども・子育て支援法の趣旨

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として定めるものです。

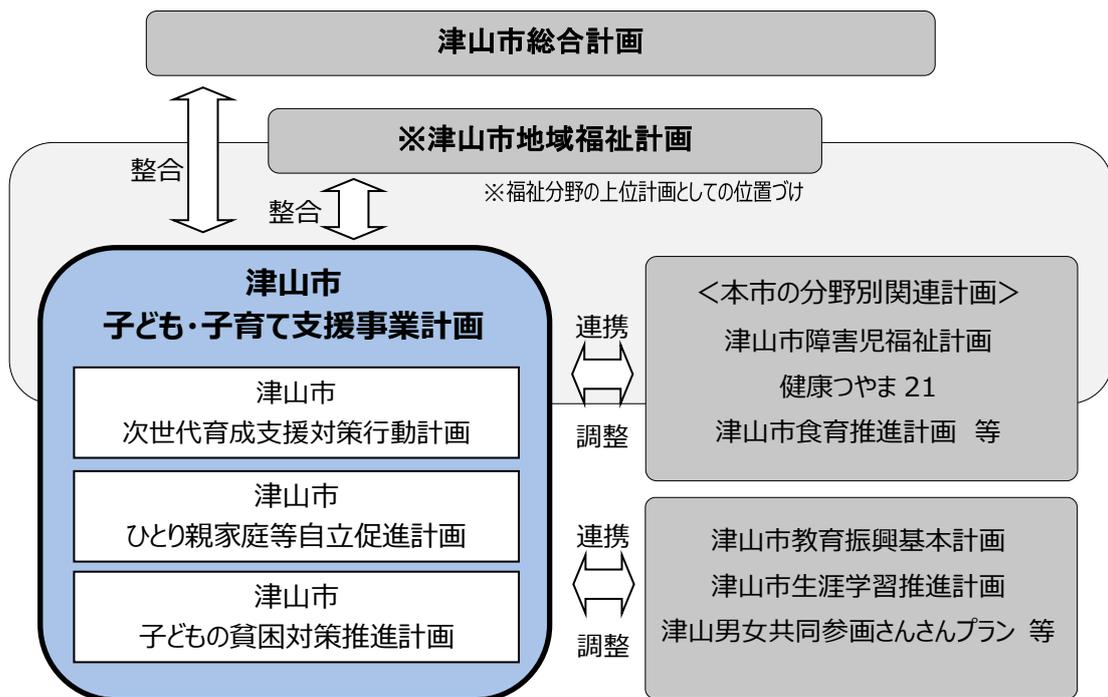
子ども・子育て支援法は、子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。同法により、市町村は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことを責務としており、本計画はその円滑な実施に向け作成するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、本市の子育て支援施策を幅広く盛り込むとともに、母子家庭や父子家庭などの「ひとり親家庭」の経済的自立や子育てを総合的に支援する「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」、さらには子どもの貧困対策を総合的に推進する「津山市子どもの貧困対策推進計画」としても本計画を位置付け、必要な施策を盛り込みます。

### (2) 津山市の他計画と本計画との関連性

本計画は、本市の最上位計画である「津山市総合計画」と整合を図るとともに、「津山市地域福祉計画」や「津山市障害児福祉計画」、「津山市教育振興基本計画」、「健康つやま21」など、関連する他の計画との整合・連携・調整を図り、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

#### ■ 本計画と他計画との関連イメージ



### 3 計画の期間

#### (1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



#### (2) 津山市の子ども・子育て関連計画の過去の策定状況

計画期間	計画名	性格・目的
平成8年度 ～平成12年度	津山市エンゼルプラン －子育て支援5か年計画－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津山市版「エンゼルプラン」として策定。</li> <li>・保育サービスや子育て支援政策の整備を図る。</li> </ul>
平成13年度 ～平成17年度	つやまし新エンゼルプラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津山市版「新エンゼルプラン」として策定。</li> <li>・多様な保育サービス、出産や育児に対する不安、児童虐待などの新たな課題への対応を図る。</li> </ul>
平成17年度 ～平成21年度	津山市子育て支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津山市版「次世代育成支援行動計画」の前期計画として策定。</li> <li>・地域の子育て支援や働き方の見直しなどの課題及び平成17年2月28日の市町村合併に伴う各市町村での子育て支援の課題への対応を図る。</li> </ul>
平成22年度 ～平成26年度	津山市子育て支援行動計画 (後期計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津山市版「次世代育成支援行動計画」の後期計画として策定。</li> <li>・前期計画策定後の社会情勢や人口構造、国の少子化対策の変化を踏まえ、子育ての喜びや大切さを実感できるような環境をつくる。</li> </ul>
平成27年度 ～平成31年度 (令和元年度)	津山市子ども・子育て 支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津山市版「子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援行動計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を含むものとして策定。</li> <li>・子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。</li> </ul>
令和2年度 ～令和6年度	第2期津山市子ども・子育て 支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として策定。</li> <li>・「次世代育成支援対策行動計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」としても策定するとともに、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量の確保を図るなど、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境整備を進める。</li> </ul>

## 4 計画の対象

本計画が対象とするのは、津山市内に暮らしているすべての子どもと子育て家庭、さらに、今後において結婚・妊娠・出産・育児を希望する市民とします。なお、子どもとは、妊娠・出産期を含め、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

また、子育てを地域全体で支えていく必要があることから、地域、関係団体、企業（事業者）等も対象とします。

## 5 計画の策定方法

### （1）津山市子ども・子育て審議会

本審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び津山市子ども・子育て審議会条例第1条の規定に基づき、市長の付属機関として平成25年7月に設置しました。学識経験者をはじめ、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等の事業所の代表者や利用児童の保護者、子ども・子育て支援事業実施団体の代表者、公募委員等からなる17名の委員で構成され、本計画の内容等に関する活発なご審議や多くの貴重なご意見をいただきました。

### （2）庁内検討組織（津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議）

#### ① 津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議

本会議は、本計画の策定・推進に係る庁内体制として、平成25年7月に設置しました。児童福祉、教育関係業務等を所管する課長等からなる15名の委員で構成され、本計画の素案の検討等を行いました。

#### ② 津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議作業部会

本部会は、上記策定・推進会議の会議に付すべき事案の調整並びに調査及び研究を行うための補助機関として設置しました。策定・推進会議の委員が所属する部署の職員で構成され、本計画の基礎資料や素案の作成等を行いました。

### (3) 津山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、ご意見等を把握し、教育・保育・子育て支援の充実を図るため本調査を実施しました。

#### ■ 調査の概要

項目	小学校入学前の児童保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の小学生の保護者
調査票発送数	2,000 名	2,000 名
調査方法	郵送配付、郵送回収	郵送配付、郵送回収
調査期間	平成 31 年 1 月 26 日 (土) ~ 平成 31 年 2 月 12 日 (火)	平成 31 年 1 月 26 日 (土) ~ 平成 31 年 2 月 12 日 (火)
調査票回収数	922 件	956 件
回収率	46.1%	47.8%

### (4) 庁内評価及び関係機関・関係団体への意見聴取

第 1 期計画の取組状況や目標の達成状況に関して、各事業・施策の担当課において評価を行い、子育て支援施策に係る課題や改善策の整理・検討を行いました。

また、当事者である保護者と子育て支援の現場に携わる職員から子育ての現状・課題についてヒアリングを行い、施策の検討に活用しました。

### (5) パブリックコメントの実施

市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるため、令和 2 年 1 月に計画案を公表し、パブリックコメントを実施した結果、6 名の方から計 19 件のご意見をいただきました。[P.123 参照]